

市町村運営有償運送（交通空白輸送）の取り組み

1. 市町村運営有償運送の概要

バスやタクシー事業者から十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合、公共の福祉を確保する観点から、市町村が運営する有償運送が可能となる「自家用有償旅客運送」の登録制度がある。そのうち、「市町村が運営する有償運送」には「交通空白輸送」がある。

【交通空白輸送とは】

市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の輸送を行うもの。

2. 市町村運営有償運送の必要性

一般に安全性確保の観点から、道路運送法第4条で規定される一般乗合旅客自動車運送事業者による運行が望ましいが、どうしても対応できない場合は、前述のように道路運送法第79条に基づく市町村運営有償運送（交通空白地）により運行を行うこともできる。

【交通空白地とは】

交通空白地に定まった定義はないが、路線バスが運行していない地域、既存のバス停から離れている地域と考えられる。

他の地方自治体の状況としては、各地域がそれぞれの地域の実情に合わせて、約300mの歩行容易圏域の外側を空白地と定義している。

この歩行容易圏域についての明確な基準はないが、公共交通の利用者が容易に歩くことができる距離を約300m（4～5分）と仮定する事例が多く、河南町においては、「交通空白地」を、以下の条件を満たす地域とする。

なお、バス停からの半径距離の範囲より内側の地域についても、道幅や坂道の勾配など、それぞれの地域の地形等を考慮して判断する場合がある。

○既存バスが走行していない地域

○既存バス停から半径300mの範囲より外側の場所

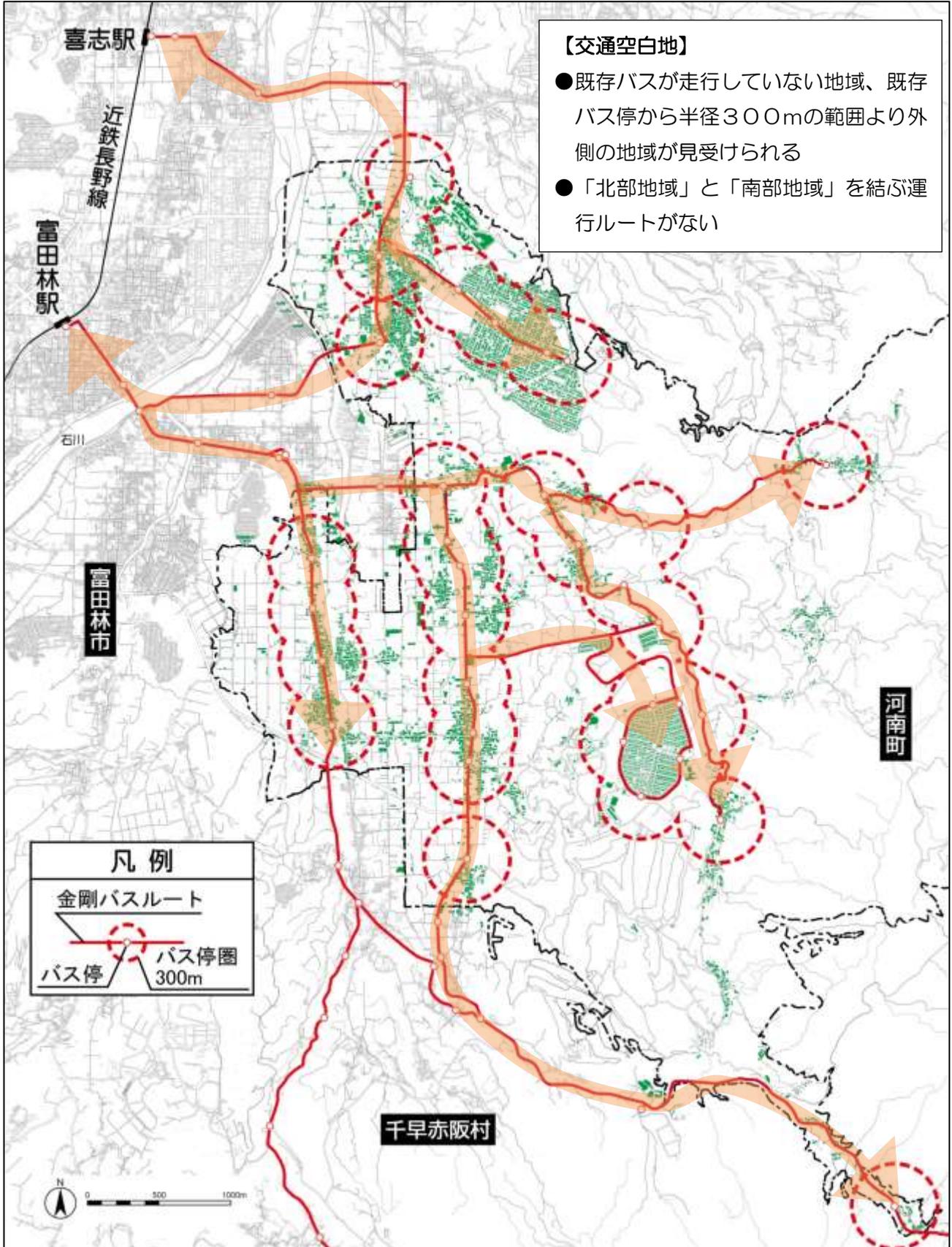
なお、路線バスの運行ルートは、基本的に駅直通の路線であり、「北部地域」と「南部地域」を結ぶ運行ルートがないため「交通空白地」と判断した。また、路線バスの早朝時（通勤・通学時間帯）と昼間時（買い物、通院時間帯）に運行時間間隔の格差が大きく（さくら坂の昼間時は2時間に1本程度）、「交通空白地（運行時間）」と判断した。

上記の点より、「交通空白地」で生活する住民が、地域で安心して生活できる環境（買い物、通院等への移動手段）を維持するためにも、交通空白地における「市町村運営有償運送」の必要性は非常に高いものとなっている。

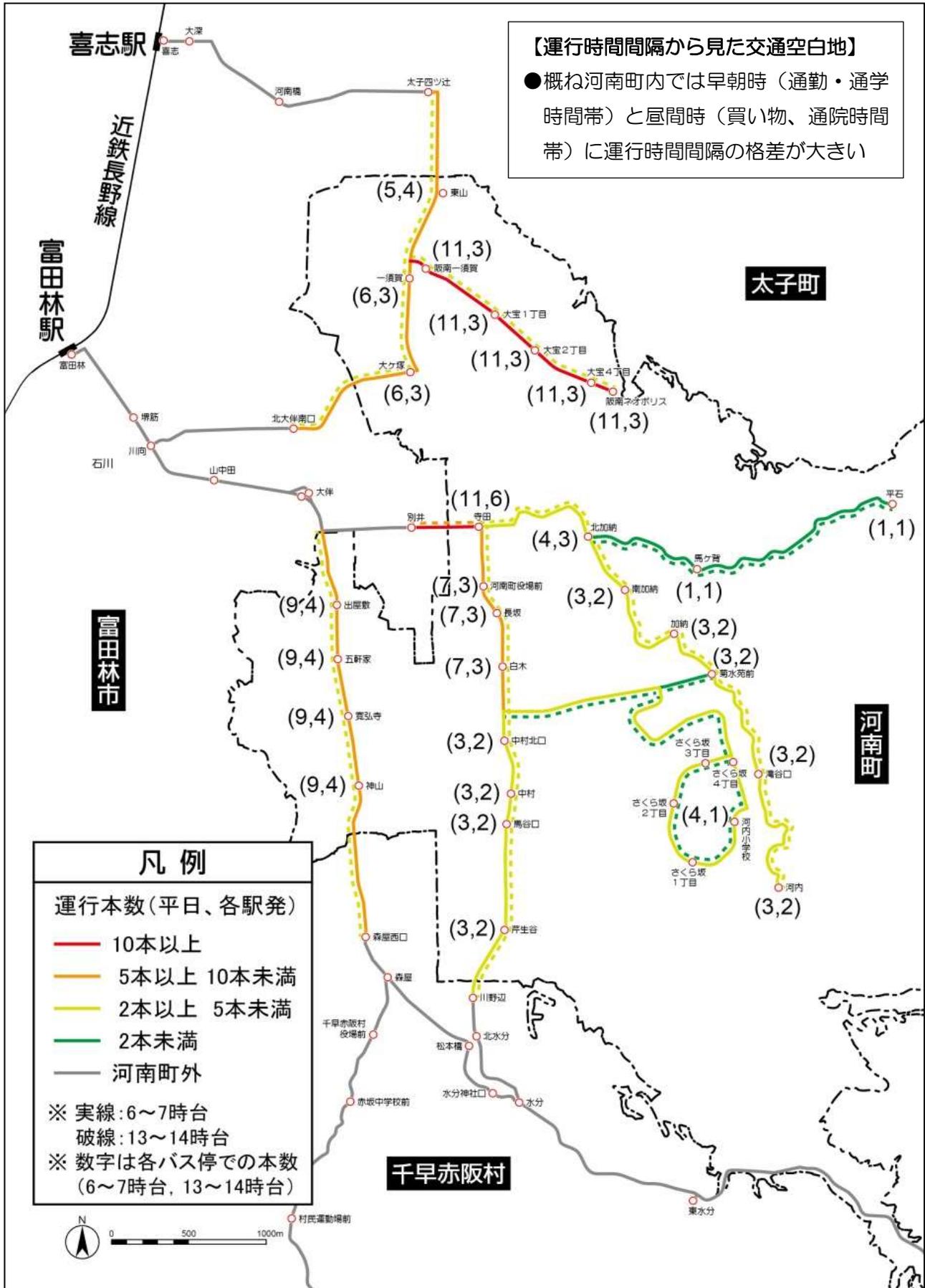
【市町村が自ら運行する条件】

地域公共交通会議による合意を得た上で、道路運送法第 79 条の自家用有償旅客運送の登録（更新制）が必要

【河南町の交通空白地】



【路線バスの早朝及び昼間時間帯の運行本数】



参 考：循環バス運行に係る交通事業者（道路運送法第4条許可事業者）による運行の可能性

循環バスの運行に関して、交通事業者との調整経過は以下のとおりである。

①金剛自動車(株)

既存路線バス事業者であるため、本運行計画（案）に基づく運行について協力を要請しているが、人員体制上の問題や、事業拡大の意向がないことなどにより運行できないとのことである。

平成 25 年度以降の主な調整経過は、以下のとおりである。

年月日	場所
H25.7.2	金剛自動車本社
H25.7.19	金剛タクシー事務所
H26.10.2	金剛自動車本社
H 27.1.5	金剛自動車本社
H27.2.25	金剛自動車本社
H27.4.10	金剛タクシー事務所
H27.5.21	金剛自動車本社
H27.6.8	金剛自動車本社
H27.7.21	金剛タクシー事務所
H27.9.7	河南町役場
H27.11.17	金剛自動車本社

次に、金剛自動車(株)以外の他の交通事業者との交渉経過は以下のとおりである。

②近鉄バス(株)

現に金剛自動車(株)（金剛バス）が運行している運行区域内であるため、運行することは困難である。（平成 27 年度 2回）

③大阪第一交通(株)

当社の本業は、タクシー事業であり、車両や人員体制等の面でバス事業に参画するのは、困難である。（平成 27 年度 5回）

④近鉄タクシー(株)

当社の本業は、タクシー事業であり、車両や人員体制等の面でバス事業に参画するのは、困難である。（平成 27 年度 1回）

以上のような状況であるため、道路運送法第4条の許可事業者による運行は、困難と判断している。